

## 福井県屋外広告物条例 禁止地域指定の概要

### ■ 禁止地域を指定する目的

利用者が多い高速道路の周辺や市町の景観計画において良好な景観形成が必要とされている路線の周辺を福井県屋外広告物条例の禁止地域に指定し、良好な景観形成を図る。

### ■ 新たに禁止地域に指定する範囲

- 近畿自動車道敦賀線の小浜インターチェンジから敦賀ジャンクション（仮称）の区間
  - ・現在は未供用。
  - ・道路区域は平成19年8月24日に高速自動車国道法に基づき決定。
  - ・開通時の広告物の乱立を防止し、利用者に良好な道路景観を提供するため、決定された道路区域および道路区域の両側500mの範囲を禁止地域に指定。（※ 別紙1の図面参照）
- 勝山市景観計画（平成23年12月1日策定）で景観への配慮が必要とされている8路線

路線名	区間
① 国道416号	市荒川大橋から県道滝波長山線との交差点まで
② 県道滝波長山線	全区間
③ 国道157号	暮見トンネル（南側出入口）から下荒井トンネル（北側出入口）まで
④ 市道5-21号線	全区間
⑤ 県道平泉寺線	全区間
⑥ 県道平泉寺大渡線	全区間
⑦ 県道藤巻下荒井線	鹿谷町保田（永平寺町との境界）から国道157号との交差点まで
⑧ 県道勝山インター線	全区間

- ・勝山市内において良好な景観形成を推進するため、各道路および各道路の両側300mの範囲を禁止地域に指定。（※ 別紙2の図面参照）

### ■ 施行日

- ・平成24年1月1日

### ■ 経過措置

禁止地域を指定する前に許可を受けて設置された広告物については、禁止地域指定後原則として6年を経過する日までは、引き続き更新許可を受けることが可能。